

29 文科高第 1187 号
医政発 0330 第 48 号
平成 30 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）については、平成 30 年 3 月 15 日付けで公布され、平成 30 年 4 月 1 日より施行されます。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、周知を行っていただくようお願いいたします。

記

第一 改正の概要

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）上に、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されることに伴い、診療放射線技師学校養成所の指定基準として規定されている臨床実習を行う施設について、現行の、臨床実習を行うのに適当な病院、診療所、介護老人保健施設に加え、新たに介護医療院を規定すること。

第二 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

○ 文部科学省
厚生労働省 令第一号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十五日

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年 文部省
厚生省 令第四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定基準)</p> <p>第二条 令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院(以下「病院等」という。)を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p>十一〇十三 (略)</p>	<p>(指定基準)</p> <p>第二条 令第七条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「病院等」という。)を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p>十一〇十三 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。